**給 食 の 申 出 書**

　ひまわり保育園（病院地区）及びたけのこ保育園（伊都地区）では、入園している園児のうち、離乳食開始後のすべての園児に保育園内で調理する給食を提供することを原則としています。給食の実施日は、開園日の月曜日から金曜日の週５日としており、昼食とおやつを提供し、給食料として月額６，８００円を徴収します。

　提供する給食は、園児の食物・食品アレルギーに原則対応することとしており、また、宗教食についても出来る限り対応することとしています。

　対応できない宗教食を希望する場合、その他特別な事情により保護者からの申し出があった場合は、保育園内で調理する給食を提供しないこととしていますので、給食希望の有無等について、次により申し出を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

　令和　　年　　月　　日

　九州大学理事（男女共同参画推進担当）　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者氏名

保育園内で提供する給食について、下記のとおり申し出ます。

記

１．入園者氏名

２．給食希望の有無　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有　・　無

３．給食開始希望月　　　　　令和　　　年　　　月

４．食品・食物アレルギー有無　　　　　　　　　　　　　　　有　・　無

※「有」と回答した方は、その内容等について、本学が指定する様式により、

医師による「アレルギー除去食に関する診断書」及び「アレルギー食品の摂取指導票」を提出してください。

５．宗教上の理由により食べられない食品・食物等の有無　　　有　・　無

※「有」と回答した方は、食べられない食品・食物等を以下に記入してください。

**参考資料**

**○アレルギーや宗教上の理由により食べられない食品等の除去例**

１．小麦粉

　小麦・小麦製品（パン・麺・菓子類）・調味料（醤油・味噌・醸造酢）

２．大豆

　大豆・大豆製品（味噌・醤油・豆腐）・大豆製油脂

３．卵

　生卵・卵を含むもの全般（パン・半片、揚げ物の衣・マヨネーズ・練り製品）

４．牛乳

　粉ミルク・牛乳・乳製品

５．乳製品

　バター・ヨーグルト

６．鶏肉

　鶏肉・スープ（だし汁）

７．豚肉

　豚肉・ハム・ベーコン・ウィンナー

８．牛肉

　牛肉・牛乳・ゼラチン

９．魚介類

　魚、海老・イカ・たこ・カニ・貝類他

10．その他

　くるみ・アーモンド・バナナ・いちご・胡麻・そば・たけのこ・コンソメ

医　療　機　関　　　各位

九　州　大　学

アレルギー除去食に関する診断書等発行のお願い

　平素より園児の健康管理について、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

　本学が設置する保育園では、食品に対してアレルギーがみられる園児や食事制限が必要な園児について、食品除去による食事等の対応を行っております。

つきましては、かかりつけ医師による指導・指示に基づき正しく食育を進めるため、保育園における食事制限・食品除去について、別紙「アレルギー除去食に関する診断書」及び「アレルギー食品の摂取指導票」へのご記入方よろしくお願いいたします。